

1 **【16-2 保佐開始の審判申立事件 開始するも代理権付与は同意なく却下】**

2 平成27年(家)第××号 保佐開始の審判申立事件

3 平成27年(家)第〇〇号 代理権付与申立事件

4 審 判

5 住 所 A県B市C町×丁目×番地×

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 本 籍 W県X市Y町×丁目×番地

8 住 所 S県T市U町×丁目×番×号

9 本 人 乙 野 花 子

10 昭和7年5月×日生

11 主 文

12 1 本人について保佐を開始する。

13 2 本人の保佐人として申立人を選任する。

14 3 本人のために代理権を付与する審判の申立てを却下する。

15 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費
16 用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 1 本人について保佐を開始する。

20 2 本人のために別紙「代理行為目録」記載の行為について保佐人に代理権を付
21 与する。

22 第2 当裁判所の判断

23 1 鑑定の結果によると、本人は、精神上的障害により事理を弁識する能力が著
24 しく不十分であることが認められる。

25 ところで、本人以外の者の請求によって保佐人に代理権を付与する旨の審判
26 をするためには本人の同意が必要であるが（民法876条の4第2項）、本件

1 については、別紙「代理行為目録」記載の行為について保佐人に代理権を付与
2 することにつき、本人が同意しない。

3 2 そうすると、本人につき保佐を開始する旨の審判をすることは相当であるが、
4 保佐人に代理権を付与する旨の審判はすることができない。

5 よって、主文のとおり審判する。

6 平成27年10月×日

7 T家庭裁判所

8 裁判官 ☆ ☆ ☆ ☆

9 (別紙) 省略

10